

7月から、各種証明書のコンビニ交付サービスを始めます！

岡市民課 ☎(25) 8018

7月1日から全国の指定コンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機を利用して、住民票の写し等の各種証明書を交付するサービスを開始します。休日や夜間、また勤務先や外出先でも証明書を取得することができます。とても便利になります。利用には、マイナンバーカードが必要です。

- 利用できる店舗
全国のセブン・イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマートなど
- 利用できる時間
6時30分～23時
土日、祝日も利用できます。
- 発行できる証明書・手数料

住民票 本人または同一世帯の方のもの	200円
印鑑登録証明書 本人のもの	200円
戸籍証明書(謄本・抄本) 高島市に本籍がある方 ※高島市外に住所がある方でも取得できます。 (事前に本籍地サービスの登録が必要)	450円
戸籍の附票(謄本・抄本) 高島市に本籍がある方 ※高島市外に住所がある方でも取得できます。 (事前に本籍地サービスの登録が必要)	200円
所得(課税・非課税)証明書 本人の現年度分のもの ※高島市に住所がない場合は取得できません。	200円

マイナンバーカードの交付申請をされた方に、受取りのハガキ(交付通知)を送付しています。カードのお受け取りがまだの方は、ハガキ(交付通知)の受取場所で交付手続きをお願いします。

※利用できる店舗情報や操作方法等は、「地方公共団体システム機構」のウェブサイトをご覧ください。



各行政委員会委員が改選しました

【選挙管理委員会委員】

任期満了により、3月11日付けで次の方々が就任されました。

委員長 城戸 重臣 さん 泉 婦美子 さん



竹脇 一美 さん 野口 好子 さん



清水 儀郎 さん 葉原 恵子 さん



【議会選出監査委員】

澤本 長俊 議員

前委員の任期満了により、2月21日付けで就任されました。

【公平委員】

安井 秀治 さん

前委員の任期満了により、3月11日付けで就任されました。

【固定資産評価審査委員会委員】

本田 明 さん
任期満了により、3月11日付けで次の方々が就任されました。



【代表監査委員】

井口 與嗣隆 さん

任期満了により、3月11日付けで再任されました。



【前公平委員】の白瀬 正博さん、【前選挙管理委員会】委員長の万木 正嗣さん、委員の増田 孝男さん、【前固定資産評価審査委員会】委員長の田中 正章さん、委員の鈴木 勝治さんには、長年にわたりご尽力いただきました。ありがとうございました。

岡総務課 ☎(25) 8000

●減免の対象となる車両の状況

対象者	所有者	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人
知的障がい者・精神障がい者	18歳未満	本人・同一生計の方
	同一生計の方	同一生計の方

●減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分	運転する人が身体障がい者本人	運転する人が同一生計者または常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出者のみ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級	
移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	
知的障がい者	療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方	

※戦傷病者の方は、税務課へお問い合わせください。

軽自動車税の(減免)制度

岡 税務課 ☎(25) 8116

心身に障がいのある方が所有または使用される軽自動車について、申請によって軽自動車税を減免する制度があります。

減免が受けられるのは、車両の状況と障がいの程度が右表に該当する場合です。

●申請方法

次の書類等を税務課または支所へお持ちください。

- 減免申請書(税務課・各支所にあります)
※平成28年度に減免を受けられた方には、4月上旬に送付します。
- 身体障害者手帳(または戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
- 運転免許証(本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証)
- 自動車検査証
- 印鑑(認印可)
- 個人番号(マイナンバー)通知カード

※**昨年度からマイナンバーの記載が必要になりました。**

●申請期間 4月3日(月)～5月31日(水)

- ・減免は、普通自動車または軽自動車のいずれか1台のみです。
- ・障がいの程度や車両の要件は、**4月1日の状況が基準**となります。

市民の立場でまちづくりを考える場 まちづくり推進会議活動報告

岡 市民協働課 ☎(25) 8526

3月11日(土)に、地域のさまざまな問題や地域振興について市民の立場で議論いただく「高島市まちづくり推進会議」の報告会を開催しました。報告会では、2年間の活動をまとめた報告書を使って、その内容を参加者で共有し、その後、一般参加者の方を交えて、市民協働の魅力あるまちづくりの実現について意見交換を行いました。

今回作成した報告書は市のホームページ、支所などの窓口で公開していますのでご覧ください。



倒産・解雇などで離職された方への 国民健康保険税の軽減制度

岡 税務課 ☎(25) 8116

●対象者

平成21年3月31日以降に離職した65歳未満(離職日現在)の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次のいずれかに該当する方

特定受給資格者 (倒産・解雇などで離職された方)	特定理由離職者 (雇止めなどで離職された方)
11,12,21,22,31,32	23,33,34

●軽減内容


対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

●軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入している間は、再就職されても軽減は続きますが、他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●手続き

「国民健康保険税 特例対象被保険者等申告書」に雇用保険受給資格者証の写しを添えて税務課または各支所に提出してください。



協力隊のさしぐ記

【さいじ】歳時 催事 細事 etc...
移ろいや催し、日々感じる細々した
ことを地域おこし協力隊の感性で徒
然伝えていくコーナーです。

地域おこし協力隊
しろうすけ
原 周右

「高校の入学式」

原がいた小中学校はよく言えば、学力上位校。学力競争に疲れてきた目に映ったのは、同級生同士で足を引っ張り合い、学内と塾のテスト順位にピリピリする仲間の姿だった。上位層から転落してテストも伸び悩み、受験への焦りと不安と苛立ちを抱えていたある日、急に馬鹿らしくなった。これからは、みんなが明るく仲良く、勉強するのが楽しいと思えるのびのびした高校生活をする！シンプルな決断。それまでの窮屈な価値観との決別だった。周りの冷やかな視線は百も承知。自分の決断はいつだって正解だ。不正解になるのは決断を行動に移さないからだ。さて、高島の子どもたちはどんな仲間とどんな新学期生活をスタートさせたのだろう。

4月から

バス・乗合タクシーがもっと便利になります！

☎ 交通対策課 ☎ (22) 0058

もっと便利に利用していただけるよう、路線の統合やJR湖西線のダイヤ改正に合わせて、バス・乗合タクシーの運行を4月1日から変更しました。

- ▶ **朽木線と古賀線が統合。新たな朽木線に**
安曇川地域から朽木地域までを運行していた朽木線と、安曇川地域で運行していた古賀線を統合し、新たな朽木線としてさらに便利になります。
- ▶ **市営バス今津西線が予約乗合方式の運行に**
朽木地域から今津西地区までを運行している市営バス今津西線は、利用者が少ないことから予約乗合方式による運行になります。利用される方は、各便始発の30分前までに電話予約をしてください。
○予約電話番号 朽木支所 ☎ (38) 2331
- ▶ **JR湖西線のダイヤに合わせて時刻改正**
各路線の時刻については、地域別時刻表をご確認ください。

地域別時刻表はご家庭に配布するほか、市役所市民課・各支所・交通対策課、市内の各観光案内所でお受け取りいただけます。また、高島市ホームページにも掲載しています。


4月から

支所と保健センターを統合します

☎ 人事課 ☎ (25) 8525

- ▶ **統合期日 4月1日**
※今津は支所庁舎工事完了後（夏ごろ）の予定。
※安曇川、朽木は統合済み。
- ▶ **今後の主な支所業務**
 - ① **窓口業務**
各種証明書の発行、住民異動届、戸籍届、各種申請等の取次ぎ
・これまで保健センターで受け付けていた健康福祉関係の申請等も、支所窓口でお受けします。
・専門的な業務は、本課への取り次ぎをさせていただきます。その場合、より専門的な相談、処理決定等は後日になる場合があります。
 - ② **地域業務**
区長、自治会長、地域団体、地域の皆さんの対応
 - ③ **災害対策地区本部**
地震、風水害、原子力災害、雪害等に備え、地域住民の皆さんの安全確保に努めます。

支所で、市役所すべての業務を処理することはできませんが、地域の皆さんに最も身近な窓口として、親身に対応させていただき、今後とも職員の高品質向上に努めます。



子どもたちに もっと本を！

☎ 社会教育課 ☎ (32) 4457

『読書のまち“高島”本の楽しみをすべての子どもに』を基本目標とする高島市子ども読書活動推進計画（第2次計画）に基づき、学校や家庭での子どもの読書活動を推進しています。


子どもたちが書物に親しむことは、読書の喜びや楽しみを知り、物事を正しく判断する力をつけるなど子どもの健やかな成長に欠かせないものです。

「こどもの読書週間」にあわせて、家族みんなで本を読んでみませんか。

うちどく
家読が、家族のきずなを深めます

家読は、子どもを中心に家族で同じ本を読んで、感想を話し合ったり、家族それぞれが読んだ本の感想を話したりといろいろな方法があります。

また、子どもは、文字が読めるようになって、本を読んでもらうのが大好きです。おはなし会への参加や親子で読書を楽しむなど本に親しむ機会をつくりましょう。



健康 いきいき

☎ 健康推進課 ☎ (25) 8078 ☎ (25) 5678
✉ kenko@city.takashima.lg.jp

発達障害とは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害です。

外見からはわかりにくいことから、周囲から誤解を受けたり、理解が得られない場合があります。また、発達障害をもつ子どもの中には二次障害を引き起こし、不登校や引きこもりにつながることもあります。

4月2日～8日まで

発達障害啓発週間です

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。全世界の人々に自閉症を理解してもらおう取り組みが行われています。

日本でも、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日まで「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障害について、多くの人に知ってもらおう機会としています。

献血にご協力ください

16歳から69歳の方（初めてのの方は64歳まで）を対象に、全血献血を実施します。なお、服薬中、妊娠中の方など献血をご遠慮していただくことがあります。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

日程	会場	受付時間
4月28日 (金)	新旭保健センター	10時～12時
		13時～15時

そのため、子どもの頃から本人に適した関わりが行えるよう、早期発見・早期支援が大切です。



4月から

後期高齢者医療保険料の軽減内容が変わります

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137 ☎ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077 (522) 3013

- **均等割額の軽減対象となる方の所得の範囲が拡大されます**
均等割額が5割または2割軽減される対象となる方の所得の範囲が、次のように拡大されます。
- ◎ **均等割額が5割軽減される方**
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
「基礎控除額（33万円）」
+ 「27万円×世帯の被保険者数」
- ◎ **均等割額が2割軽減される方**
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
「基礎控除額（33万円）」
+ 「49万円×世帯の被保険者数」

※均等割額9割軽減、8.5割軽減に該当される方の均等割額は、軽減内容に変更ありません。
※おひとりごとの保険料の額は、平成29年6月中旬に算出・決定し、7月に郵便でお知らせします。
※平成30年度、31年度にも軽減内容の変更が予定されています。

- **後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険（職場の健康保険等）の被扶養者であった方の均等割額の軽減割合が、次のように変わります。**

改正前	改正後
9割軽減	7割軽減

※所得が少なければ、所得が低い方に対する軽減が受けられる場合があります。

- **所得割額の軽減割合が変わります**
所得割額の算定基礎となる所得の額（※注1）が58万円を超えない方の所得割額の軽減割合が、次のように変わります。

改正前	改正後
5割軽減	2割軽減

※注1…総所得金額等から基礎控除額の33万円を差し引いた額となります。